

西伊豆町避難行動要支援者避難支援計画

西伊豆町

令和2年3月

目次

はじめに

第1章 基本的な考え方

- 1 趣旨
- 2 位置づけ
- 3 避難行動要支援者・避難支援等関係者

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

- 1 避難行動要支援者名簿の作成
- 2 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- 3 避難行動要支援者名簿の更新

第3章 個別計画の策定

- 1 個別計画の策定
- 2 個別計画情報の提供

第4章 避難支援体制・安否確認体制の整備

- 1 避難行動要支援者の避難支援
- 2 情報の伝達
- 3 避難行動要支援者の安否確認の実施
- 4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

第5章 避難行動支援に係る共助力の向上

- 1 避難支援等関係者連絡会議の設置
- 2 研修会の実施
- 3 避難行動支援に係る地域づくり
- 4 防災訓練

はじめに

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成義務や平常時からの活用などが定められた。

西伊豆町においては、これまで平成 20 年に策定した「西伊豆町災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要介護高齢者や障害者への避難支援を行ってきたが、法改正により、今回新たに「西伊豆町避難行動要支援者避難支援計画」を策定することとした。

なお、本計画策定により、「西伊豆町災害時要援護者避難支援計画」は廃止するものとする。

第1章 基本的な考え方

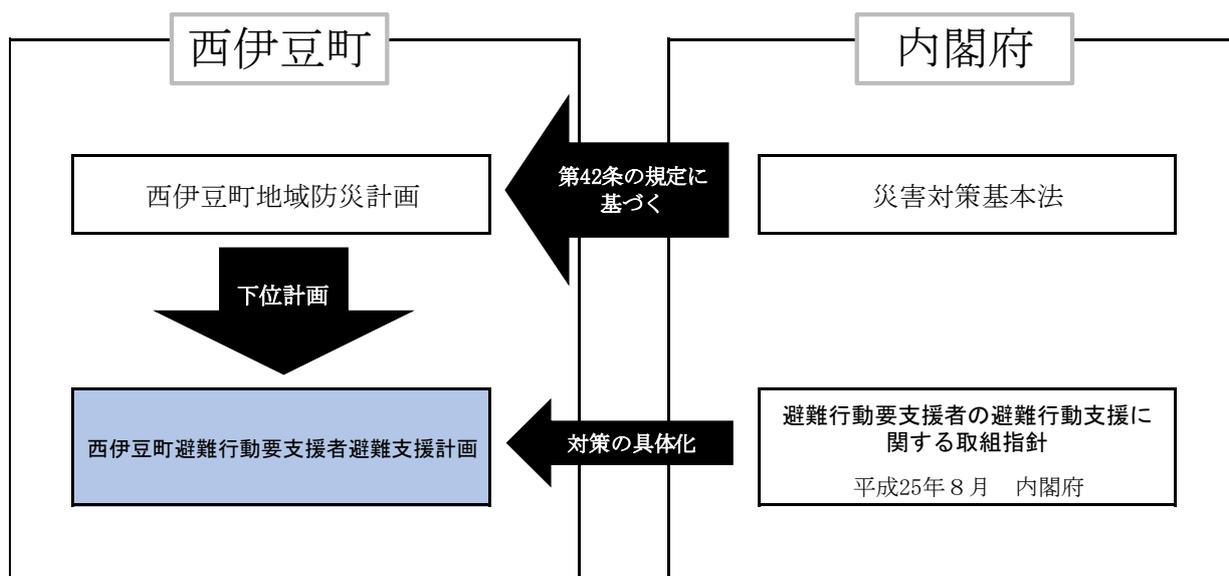
1 趣旨

高齢者や障害者など特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）は、災害時に迅速、的確な行動がとりにくく、災害対応力が弱いことから、これらの要配慮者の安全確保に努める必要がある。この要配慮者の中でも、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者に対しては、地域や行政がそれぞれの役割を分担し、また連携し支援体制を構築することが重要となる。

本計画は、西伊豆町地域防災計画に基づき、地震や風水害、その他の災害が発生した場合に、避難行動に支援が必要な者の円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築し、個人情報保護に留意しつつ、平常時における避難支援に関係する者等への事前提供や発災時における措置など必要な事項を定め、計画的・組織的な避難支援の実施を図ることを目的とする。

2 位置づけ

西伊豆町地域防災計画において、災害対策の体制を定めている。本計画はこのうち、要配慮者に対し、迅速で的確な支援を実施するための体制を定めた要配慮者支援計画に位置づけられ、避難行動要支援者名簿の作成や避難時の支援について、具体的な対策を推進するために定めるものである。



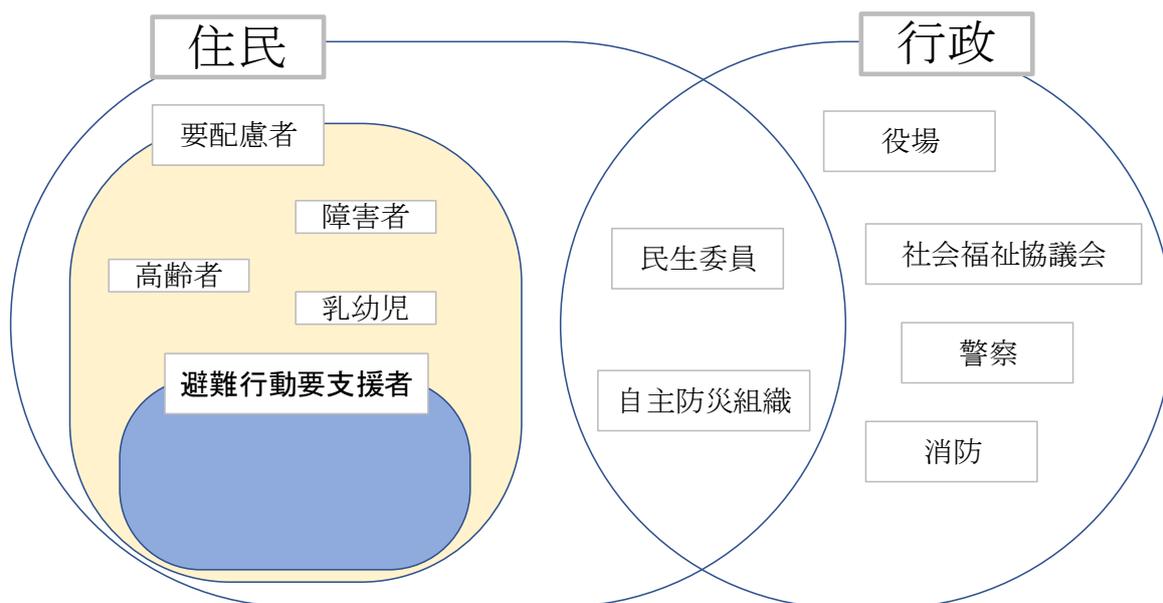
3 避難行動要支援者・避難支援等関係者

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定められている。(災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項)

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、「消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定められている。(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項)



第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援や安否の確認を行うためには、事前に氏名や住所などの情報を把握しておく必要がある。

そのため、町はその基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」(別添様式1)を作成する。

(1) 要配慮者の把握

町福祉担当課は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局内で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町では把握しきれない情報についても積極的に県や関係機関に情報提供を求めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

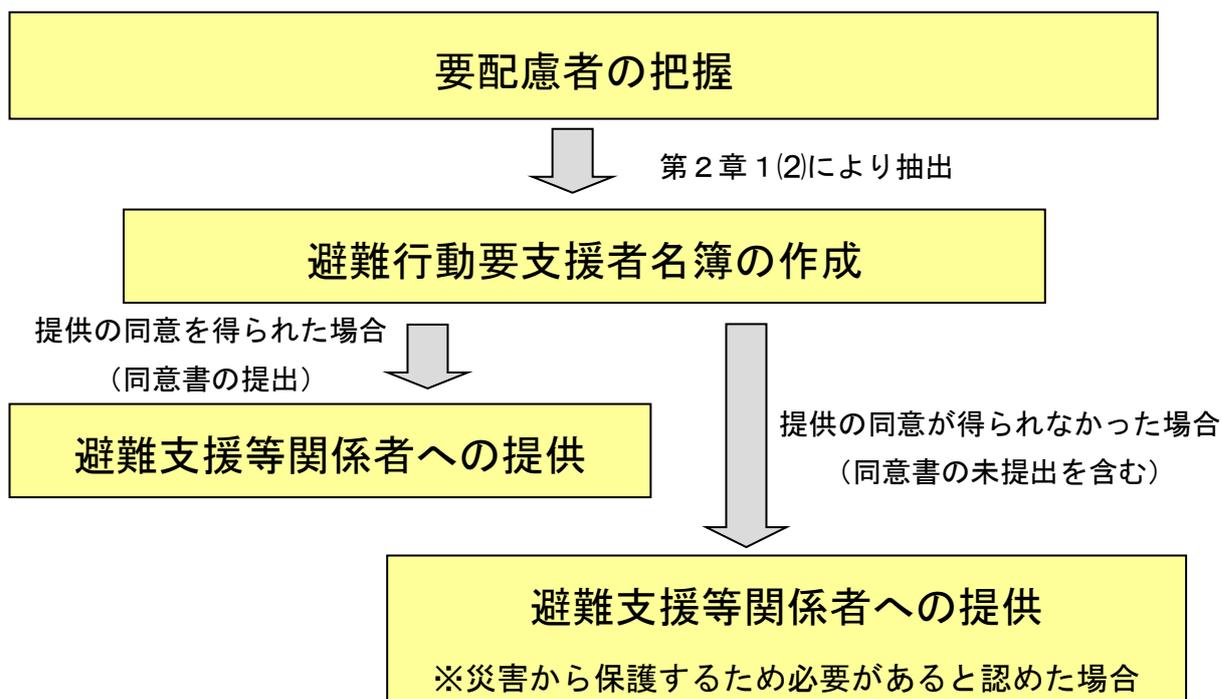
避難行動要支援者については、その情報収集能力や判断能力、身体能力を考慮し、要介護度や障害支援区分などを参考に下表のとおりとする。

なお、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、その所在地が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数も限られていることから、避難行動要支援者の対象としない。

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者	
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日付け厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者
エ	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者 ※精神障害者の避難行動要支援者名簿は別に作成する
オ	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者 ※難病患者の避難行動要支援者名簿は別に作成する
カ	前各号に準じる状態にある者又は町長が必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法

町福祉担当課は、町において把握している情報から抽出した者に対し、民生委員等の協力を得て避難支援に係る状況を調査し、要配慮者のうち避難行動要支援者の対象となる者を把握する。避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者名簿の情報について避難支援等関係者への提供の同意確認を申請書兼同意書（別添様式2）により行う。



(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 所属する自主防災組織名や組、班番号
- ク 避難場所・避難所
- ケ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の保管

避難行動要支援者名簿の原本は、町福祉担当課が保管する。保管にあたってはパスワード等による管理を行う。

2 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

町福祉担当課は、避難支援体制を整備するため、提供の同意を得た者に関する避難行動要支援者名簿を、次に掲げる避難支援等関係者に提供する。

ただし、災害から保護するために必要があると町長が認めた場合には、提供の同意の有無に関わらず、全ての避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

- ア 町防災担当課
- イ 自主防災組織（該当する地域内の避難行動要支援者名簿のみ）
- ウ 民生委員（担当する避難行動要支援者名簿のみ）
- エ 西伊豆町消防団（該当する地域内の避難行動要支援者名簿のみ）
- オ 社会福祉協議会
- カ 警察・消防
- キ 介護関係者等、避難支援に携わる者で町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿を提供する場合の配慮

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく避難行動要支援者名簿情報を漏らしてはいけない。

町福祉担当課は、次に掲げる事項について、避難支援等関係者に対し説明及び指導を行う。

- ア 避難行動要支援者名簿は、該当地域の避難支援等関係者に限り提供するものであるということ
- イ 避難行動要支援者名簿情報を無用に共有や使用しないこと
- ウ 秘密保持義務が課せられていること
- エ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、保管については適正かつ厳重にすること
- オ 団体に提供する場合は、団体内部での取扱者を限定すること

3 避難行動要支援者名簿の更新

町福祉担当課は、1年に1回、避難行動要支援者名簿の更新を行い、避難支援等関係者に提供する。

なお、避難行動要支援者が転居や死亡、社会福祉施設等への長期入所等した場合は、速やかに名簿から削除し、その旨を避難支援等関係者に周知するものとする。

第3章 個別計画の策定

1 個別計画の策定

町福祉担当課は、避難情報の伝達や避難支援等を確実に実施するため、避難行動要支援者一人ひとりに対して、事前に具体的な避難支援情報などをまとめた「個別計画」（別添様式3）を策定する。なお、作成に当たっては、避難支援等関係者との協力が必要になることから、避難行動要支援者名簿の提供の同意を得た者を対象とし、個別計画を策定する。

(1) 個別計画の内容

個別計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 本人の状況・家族構成
- イ 災害時に当該避難行動要支援者の避難支援を行う者
- ウ 避難支援を行うにあたっての留意点
- エ 避難支援の具体的な方法、避難場所・経路
- オ 本人が不在で連絡が取れないときの対応
- カ その他、支援に必要な事項

(2) 個別計画の策定方法

町福祉担当課は、避難行動要支援者から提出された同意書の記載内容を基に原案を作成し、避難行動要支援者と避難支援等関係者に確認を取りながら策定を進める。同意書に記載がない事項で避難支援に必要な情報は、自主防災組織や民生委員等の協力を得ながら個別計画に記載していく。

(3) 個別計画の留意事項

- ア 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しあうこと
- イ 一部の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、年齢や特性を考慮しつつ適切な役割分担をすること

2 個別計画情報の提供

町は、災害発生のおそれがあり生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者に個別計画を提供するものとする。

第4章 避難支援体制・安否確認体制の整備

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 町の避難支援体制

町は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。また、災害時には防災情報等に基づき、遅滞なく避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備する。

(2) 地域の避難支援体制

自主防災組織や民生委員、消防団は、平時から地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難支援体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の居宅の家屋が倒壊しているなど、地域での対応が困難な場合は、町や消防、警察などの避難支援等関係者に速やかに連絡し、救助救出を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設等は、事前に避難行動要支援者の受入や移動支援などの避難支援体制の整備に努め、災害時には町から提供される防災情報等に基づき、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

2 情報の伝達

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者の特性に考慮した手段により、避難準備情報等の防災情報を提供する。また、発令された防災情報等が確実に届くよう、地域と連携した情報伝達体制の整備を推進する。

情報伝達手段は、次のとおりである。

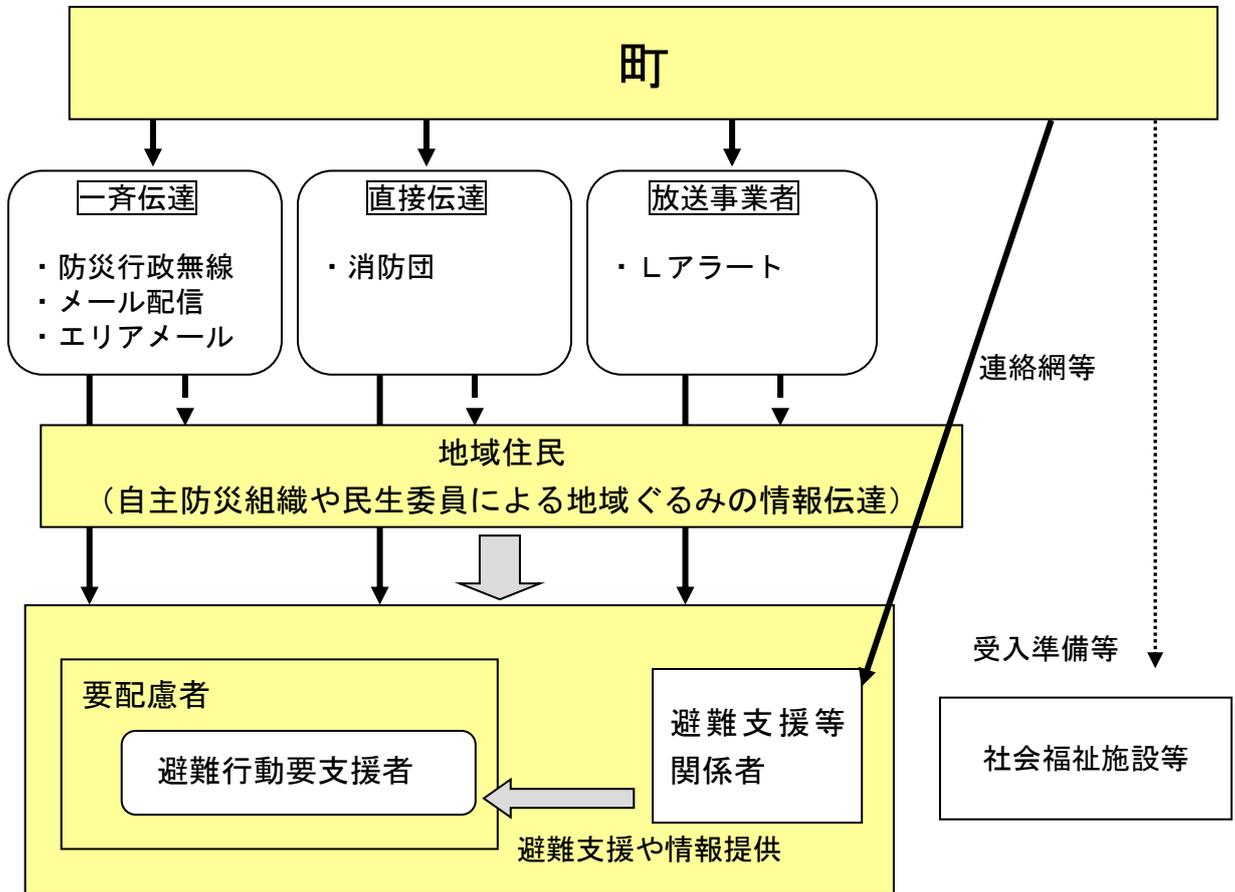
- ア 防災行政無線（防災ラジオ）
- イ メール配信サービス
- ウ 災害情報共有システム（Lアラート）
- エ 緊急速報メール（エリアメール）
- オ 消防団による広報

(2) 避難支援等関係者への情報伝達

上記の情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達手段に加えて、関係者間の連絡網等を整備し、確実に情報伝達を行う。

(3) 社会福祉施設等への情報伝達

社会福祉施設等が速やかに避難行動要支援者の受入体制を整えられるよう、町は防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努める。



3 避難行動要支援者の安否確認の実施

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

避難行動要支援者の安否情報の収集については、原則避難所において実施するが、親せき宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない者も多く、避難所だけでは安否情報の収集は難しいため、町福祉担当課は安否情報収集窓口を設置し、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援等関係者からの報告

避難支援等関係者は、避難行動要支援者を避難所以外に移送した場合や避難行動要支援者の親せき宅等への避難情報を得た場合は、安否情報収集窓口に状況を報告するものとする。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者や避難行動要支援者名簿情報等が避難所等において、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継がれるよう、適切に引継ぎを行う。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、避難行動要支援者を速やかに福祉避難所などの避難所へ運送できるよう、あらかじめ社会福祉施設等と連携し、その手段の確保に努める。

(3) 避難所における支援体制の整備

町は、平常時から避難所における避難行動要支援者を含む要配慮者の支援に関する地域住民の理解を深めるため、自主防災組織や民生委員と協力し、避難所における要配慮者のニーズ把握や特性に応じた支援方法、要配慮者向け避難スペースの確保などに努める。

(4) 優先的支援の実施

町は、大規模災害時に避難所スペースや支援物資が限られた状況においては、避難支援等関係者の有無や障害の種類・程度等に応じて、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者を含む要配慮者について優先的に対応するものとする。

(5) 福祉避難所の確保等

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者の特性に応じ、利用に適している社会福祉施設等を災害時に活用できるよう、あらかじめ協定を結び福祉避難所の確保に努める。また、避難行動要支援者名簿の作成等を通じ、福祉避難所に避難する必要がある者を把握し、社会福祉施設等との連携に努め、福祉避難所としての協力拡大に努める。

第5章 避難行動支援に係る共助力の向上

1 避難支援等関係者連絡会議の設置

(1) 構成

町防災担当課及び福祉担当課が中心となり、関係部局も参加した横断的な組織で構成する。

(2) 検討事項

災害時に避難行動要支援者対策が組織的に実施できるよう、平常時から役割分担などを検討し、決定しておく。

2 研修会の実施

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するために、地域に対する福祉や保健、防災に関する研修等を実施する。

3 避難行動支援に係る地域づくり

町や自主防災組織は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築できるよう、地域行事への避難行動要支援者等への参加の呼びかけや日頃からの声掛けなどの取組みを行う。

4 防災訓練

防災訓練等を実施する際に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検するなど、一人ひとりの防災意識の向上を図る。

避難行動支援に係る共助力の向上

